



COP 4 速報 (revised)

IGES/GISPRI 松尾 直樹

オーバービュー

ブエノスアイレス，1998年11月2日 - 14日，参加者 5000人

京都議定書の署名国は，米国で60カ国に到達．

本来の最終日である13日が終わっても交渉は難航し，非公式折衝である Amigo de la Presidente (Friends of the President) および更に少人数の折衝がようやく決着したのが，翌14日午前5時，引き続いて行われた COP Plenary が終了したのが，午前7時．

COP 4では，主要な決議として，タイムテーブルの入った行動計画を採択．

フレキシビリティ・メカニズム (Flex Mex あるいは cooperative mechanisms) は，今後，「京都メカニズム」と呼ばれることが多くなるようである．

次回の COP 5は，ヨルダンのみ立候補しているが，地域優先度および資金，ファシリティーその他の点で不鮮明な点があるため，今後の検討課題となった (1998年12月11日までに決定)．なお補助機関会合は，ボンで1999年5月31日 - 6月11日に開催．

決議事項 (重要項目)

「ブエノスアイレス・アクションプラン」の採択

難航した交渉の末，“Plan of Action” の採択を行うことができた．これは，条約の実施強化と，将来発効するであろう京都議定書への準備のため，政治的なモーメントを維持する目的．個々のアイテムは以下のとおり：

- (a) 資金メカニズム
- (b) 技術移転
- (c) 条約 第4条 8, 9項および議定書 2条 3項と 3条 14項 (適応措置と補償措置)
- (d) 共同実施活動 (AIJ)
- (e) 京都メカニズム
- (f) 京都議定書 第1回締約国会合の準備 (遵守問題等を含む)

それぞれのアイテムに関して，実質的な進捗状況を明らかにする必要がある．

なお、途上国の参加問題にかかわる条約 第 4 条 2 項(a)(b) は、途上国側の反対でアクションプランに取入れられなかった。この問題に関しては、議長の下での執行委員会（閣僚レベル）で、今後議論されていく模様。

京都メカニズム

「ワークプログラム」の設定：

CDM にプライオリティーを置きつつ、(どのメカニズムも) COP 6 において最終決定を行うことを目指す (shall ではない)。必要であれば、以下の点において COP/MOP 1 への勧告を行う：

- (a) 第 6 条 (JI) の条文に関するガイドライン
- (b) CDM に関する modalities と手続き（独立な監査、検証に基づいたプロジェクトの透明性、効率性、アカウンタビリティ、CER のバンキングの意味）
- (c) 排出権取引に関する原理、modalities、ルール、ガイドライン。特に、検証、報告、アカウンタビリティ。

各国は、これらのメカニズムに関する更なる提案を、「技術的なワークショップ」のため、1999 年 2 月末までに提出。さらに、SB 10 にむけての事務局による取り纏めのための提案を 3 月末までに提出。

1999 年 4 月 15 日までに、2 回の技術的 SBSTA/SBI ワークショップを開催（事務局）。

SB 10 において、途上国や移行期経済諸国向けのキャパシティービルディングのための計画を用意（事務局）。

SBSTA/SBI 議長は、SB 10 用に、提出された提案をベースに、各国およびワークショップにおける提案の synthesis レポートを作成。

共同実施活動 (AIJ)

パイロット・フェーズを継続する。

各国は、1999 年 6 月 8 日までに、新しいレポートと、アップデートした情報を提出（共通のフォーマットに基づく）。

AIJ の新しい経験を、1999 年 2 月 12 日までに事務局に提出（共通のフォーマット）。

パイロット・フェーズの審査プロセスの準備を開始。プロセスを SB 10 で報告、COP 5 で、パイロット・フェーズとその後に関する最終決定。

各国は、審査プロセスを行ううえで、プロセスに対する考えを、1999 年 2 月 12 日までに提出。

資金メカニズム

資金メカニズムの運用機関である GEF の追加的な funding ガイダンスとして、脆弱な国への適応措置実施、途上国による社会経済的状況やニーズに応じた環境保全技術の同定、システムティック・オブザベーション・ネットワークへ参加できるようなキャパシティービルディング、途上国の国別通報作成のための agreed full costs、途上国の国内気候変動プログラム

準備のアシスト，気候変動に関する広報や教育のアシスト，種々のキャパシティービルディング（技術ニーズアセスメント，自らによる行動やプロジェクト，プロジェクトをホストする能力，国際的な情報へのアクセス）のサポート が挙げられている。

また，資金メカニズムのレビューとして，再構築された GEF を資金メカニズムの運用機関として認めること，4 年ごとのレビューが決定され，そのレビューの際のクライテリアとガイドラインが示された。

技術移転

「キャパシティービルディング」の重要性を強調している。これは，G77+中国 の「技術移転メカニズム」の先進国のコンセンサスが得られた一部であるが，このターミノロジーは用いられなかった。

各国は，技術移転の協調的なアプローチとして，モデルとなるプロジェクトやプログラムの情報を，1999 年 3 月 15 日までに提供する。

SBSTA によって，Annex にリストの形で挙げられた問題点や疑問点を解消するための consultative process を発足させる（SB 11 で報告；COP 5 の決定に）。また，これらの疑問点へのレスポンスも 3 月 15 日までに提供。

条約 第 4 条 8, 9 項（悪影響への対応）の実施

この問題は，気候変動に脆弱な国の「適応」に関するポイントと，気候変動対策を採ることによって外貨収入減が予想される石油産出国への補償問題とがパッケージで議論されている。議定書の第 2 条 3 項，第 3 条 14 項も同時にかかわってくる。

決議としては，将来の分析の必要性を認識し，気候変動の悪影響，対応措置実施の影響，特別のニーズや懸念の同定，それに対する行動の同定と検討，SBSTA による分析の統合プロセスの開始，SBSTA による情報ニーズの考慮，これからも 4 条 8, 9 項の検討（COP 5 で報告），IPCC での検討の歓迎を挙げている。

今後の行動としては，ワークショップの開催（1999 年 4 月に見解の提示，9 月に実施）などがリストアップされている。最初の行動の同定は COP 5，追加的な行動の同定は COP 6 となっている。

京都議定書 第 1 回締約国会合の準備

COP/MOP 1 の準備に関して，京都議定書で定められている各アイテムに関して，SBI，SBSTA への仕事分担のワークプランが決定されるにとどまり，上記の「悪影響」にかかわる問題は，上の決議の中で扱われることになった。

(LU)LUCF（土地利用と森林）

前回のローマに引き続き，SB 10 までに，議定書 第 3 条 4 項に関して，2 回目の SBSTA ワークショップを開催（米国）。各国から，ワークショップで扱う事項の提案を募集。

GHGs インベントリー・メソドロジー

各国通報に報告される GHGs 排出量の目録は、議定書遵守事項ともかかわって、不確実性などに関するメソドロジーが重要となってくる。この件に関して、1998 年 12 月 9 - 11 日に、ワークショップを行う。

なお、この件に関する IPCC の TSU (Technical Support Unit) が、日本政府の資金提供により、来年 IGES に設置される。

条約 第 4 条 2 項 (a)(b) の十分性の 2 回目の審査

1 回目が京都議定書の制定に繋がったのとは異なり、不十分であることを再認識したにとどまり、その理由やそれに対する行動の必要性に関する合意は得られなかった。この条項の適用範囲は先進国であるが、解釈の仕方によっては、途上国の新たなコミットメントに繋がる可能性がある。

Annex I の改正とトルコ問題

Annex I, II からの削除を願っているトルコの主張は、COP 5 に持ち越しになった。その他、特に Annex I に新たに追加される国はなかった。

各国通報

各 Annex I 国は、第 3 回目の通報を、2001 年 11 月 30 日までに提出しなければならない。それ以降は、3 - 5 年おきに提出。

非 Annex I 国の通報は、COP 5 で引き続き検討。

その他の重要事項

非 Annex I 国の参加問題

初日に、途上国の反対で議題からはずされたものの、アルゼンチンの自主参加 (Voluntary Participation; Opt-In) の意志は固く、会期終盤のハイレベルセグメントにおいて、メナム大統領より、明確な自主参加の意思表示がなされた：

内容： 条約の枠内での目標設定。COP 5 でも成立を目指す。BaU をベースにした自己設定目標。第 1 コミットメント期の目標。目標設定することによって、すべてのメカニズムに参加。他の発展途上国の道筋をつける。

これは、種々の政治的配慮 (OECD 加盟への意欲、クリントン大統領との個人的繋がりなど) のほかに、排出権取引を行うことで、かなりの収入や投資を呼び込むことのメリットを認識しているためと思われる。なお、アルゼンチンは 1990 年代には年率 6% の経済成長にもかかわらず、1% 以下しか一人当たり GHGs 排出量は増えていない実績がある。なお、アルゼンチンでは現在、批准手続きが進み、上院を通過した。

また、初日のアジェンダ採択時には、(すでに表明済みながら)韓国が第3コミットメント期からの参加を表明、チリは(自らの参加意思表示はなかったものの)アルゼンチンを支持することを表明した。

同時に、G77+中国グループではないが、非Annex I国であるカザフスタンは、Annex IおよびAnnex Bへの参加と、第1コミットメント期からの法的拘束力のある数値目標設定の意思表示をした(アルゼンチンとはやや参加形態が異なる可能性あり)。カザフスタンのセミナーには、米国ホワイトハウスの気候変動タスクフォースのダーク・フォリスターの顔も見え、それを歓迎する旨のCOP4議長のアルソガリ(アルゼンチン)の飛び込み演説もあった。数値目標のレベルは未表明。Annex I全体での「'90年水準からマイナス5%」目標と整合性をとるであろう、という米国アイゼンスタットのコメントあり。

非公式に行われた自主参加を議論するグループには、先進国の他に、十数カ国の途上国の参加があった模様(二回開かれたが会期終盤は議論する時間がなかった模様)。今回は、特に公式な決定や、それ以外の新たな意思表示はなかった。

ただ、中南米諸国、アフリカ諸国やAOSIS諸国も、特にG77+中国の途上国一体となった行動に必ずしも沿った動きばかりではなくなってきた。セッション後に、アイゼンスタットはNiueとNauruの二つのAOSIS国、アルソガリは中南米諸国とアフリカ諸国が、自主参加に強い関心を示していることを示唆している。今後も、これらの動きは期待されよう。

その一方で、条約第4条2項(a)(b)のように途上国の新たな参加に繋がる可能性のあるエレメントはアクションプランから削除されたことなど、やはり最終日の交渉過程においては途上国の団結が強くなり、交渉が難航した。

大きな流れとしては、京都ではある意味で蚊帳の外であった数値目標の議論の中に、途上国が重要なプレーヤーとして入ってくることが、明確化してきた(同時に交渉の難しさが増すことも予想される)。今後、自主参加や自主コミットメントは、少しマイルドなネーミングのもとに、(CDMのように)途上国側からの意見として、議論が発展していく兆しがある。

米国の動き

ハイレベルセグメントにおけるアルゼンチンとカザフスタンの自主参加に呼応した形で、11月12日に、米国は京都議定書に署名(3月までしか署名のチャンスはない)。アルゼンチンの参加は、批准の前提条件となっている「主要な途上国の意味のある参加」の第一歩として、米国国内(特に上院)向けにアピール(なお、上院でのByrd-Hagel決議は、(法的拘束力はないが)署名も禁じている)。

米国国内では、10月に上院議員のリーパーマンが(第1コミットメント期以前の)「国内自主早期削減クレジット取引制度」法案(S.2617)を提出(EDFの協力)。COP4の場でも披露。かなりの反響であった。この法案がとおることはないが、ベースライン設定方法など具体的な法案の形をとっているため、議論を喚起するための教育的目的と考えられる。将来、形を変えて再浮上する可能性あり。インターネットで入手可能(<http://thomas.loc.gov/>)。

なお、最近の米国(アイゼンスタット)の排出権取引の利点説明には、従来の「コスト削減」のみならず、「排出量削減」も、かなり強調されてきている(COP4から?)。これは、取引があることによって、より厳しい目標に取り組むことができることを意味している。

ワークショップ

サイドイベントとしてのワークショップは、たいへん盛況で、排出権取引、CDM、自主行動計画などを対象にしたものが多かった。Supplementarity, Compliance, 国内排出権取引制

度など、内容はかなり詳細に踏み込んだものから、非常に観念的なものまであったが、京都メカニズムに関する理解は進んできているといえる。

IGES のワークショップも、日本からの発信という意味で、それなりの反響があった。

京都メカニズムのサブスタンスと今後

今回、COP 4 においては、京都メカニズムに関するサブスタンスの議論や合意はなされなかった。しかしながら、前回の補助機関会合において、アンブレラ・グループと CEE/EU 諸国とで、主張の相違点はほぼ明確化されているため、この部分を除いた部分は、さほど問題なく合意が得られるものと期待される。

ただし、あと 2 年間という短い期間で、かなり多くの点を詰める必要があるため、相当インテンシブに取り組んでいく必要がある。

逆に、2 年間でかなりの部分を決定することができれば、各国の批准手続きも比較的スムーズに行われ、同時に、国内排出権取引制度などの国内措置側の展開も予想される。それにより、マーケットが早期に（自立的に）立ち上がることが期待される。

排出権取引制度の場合、大きな争点としては、supplementarity, liability, compliance などが予想されるが、取引できるガスと不確実性の問題も重要である。

CDM や JI の場合、(特に CDM の) 制度面の整備はもちろんであるが、ベースライン設定問題をどのように乗り越えるか、という技術的な問題が大きい。これには AIJ の経験を活かすことが望まれる。

国内的には、国内排出権取引制度などをどうデザインするか、あるいは民間企業の CDM/JI 参加などにどのようなインセンティブ設定ができるか、という点が、議定書遵守に向けて大きな争点となると考えられる。